

第1章

交通安全教育の目標

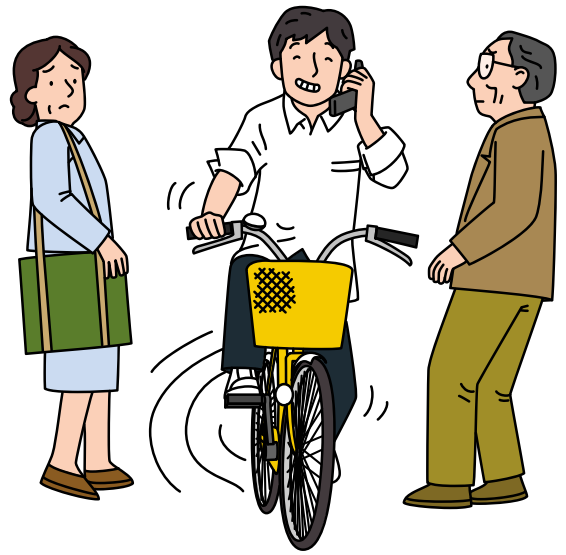
1

自転車交通の現状

環境負荷の少ない交通手段—自転車

自転車は手軽で、環境に優しい乗り物として各世代に利用されています。

都内の自転車は、自動車を上回る約836万台(平成17年)が保有されていて、都民の3人に2人が利用している生活に欠かせない交通手段となっています。また、健康志向の高まりから、今後も利用者が増えると予想されています。

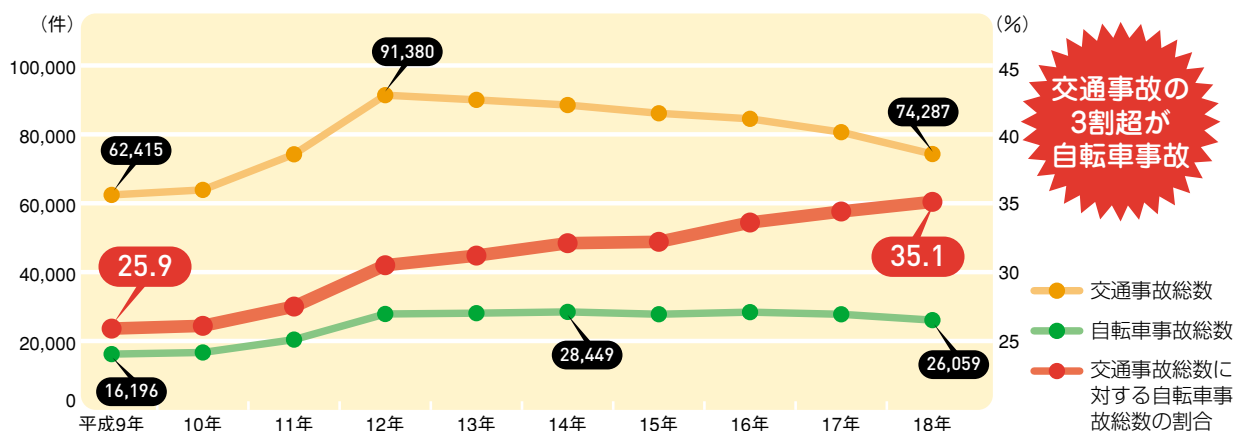


自転車事故の増加、社会的批判の高まり

都内の交通事故は、1日平均203件、約7分に1件発生しています(平成18年)。なかでも自転車の事故は、そのうちの3割以上を占めていて、全体の事故に対する割合は、年々増加しています。

自転車で自分勝手に歩道を走行することで歩行者との事故が起きたり、路地からの急な飛び出しにより車との出会い頭の事故が起きたりしています。また、スピードの出しすぎ、二人乗りなどの危険な乗り方で、周りの人が被害にあっています。

[都内における交通事故総数、自転車事故総数、交通事故総数に対する自転車事故総数の割合]



参考資料:「警視庁交通年鑑 平成18年版」

道路交通法改正による自転車の通行ルールの見直し

平成19年6月20日、自転車の通行ルールの見直し等を含む道路交通法の一部を改正する法律が公布され、1年以内に施行されることになりました。

これを機に、学校現場も含めて自転車の通行ルールの周知徹底など、効果的な対策の推進が求められています。

ルール周知の必要性

自転車は道路交通法上、「くるま（軽車両）」に分類され、原則として車道の左端を通行することとされています。

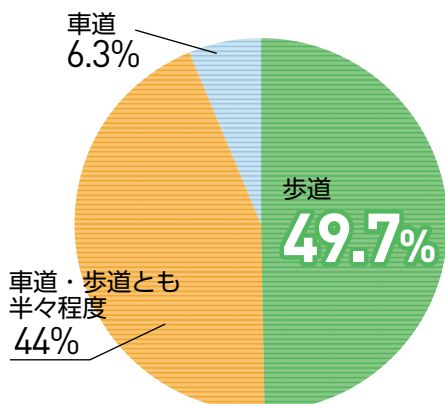
しかし、都が行ったアンケート調査の結果では、約半数の人が主に歩道を自転車で走行しており、更に車道走行の原則を知らなかったと答えています。

自転車利用者が自転車の車道通行の原則をはじめとする基本的なルールを十分に認識していない現状から、今回の道路交通法改正においても、自転車の歩道通行可能要件の明確化が図られています。

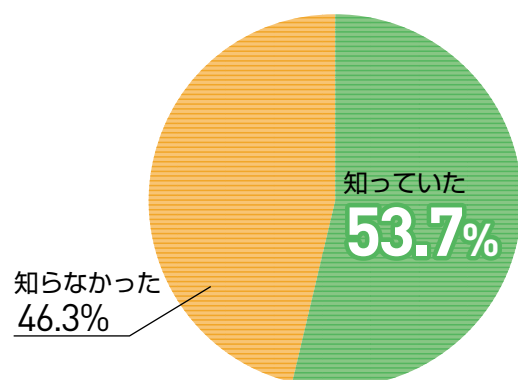
自転車に関連する事故は、利用者が被害者になるばかりか、加害者に

○都が行ったアンケート調査の結果（平成18年度第2回都政モニターアンケート調査）

【 車道と歩道の区別のある道路で
主に走行する部分は？ 】



【 自転車は車道の左端を走行し、原則的には歩道走行は
認められていないことについて知っていますか？ 】



※道路交通法では、原則、歩道走行は認められていません。

なることもあります。自転車の利用者である生徒が、交通事故を起こさない安全な行動がとれるよう、しっかりと交通ルール・マナーを周知する必要があります。

自転車利用に関する緊急アピール (平成19年1月 東京都)

- 歩道は歩行者優先! 歩道上の暴走は厳禁
- 迷惑・危険! 二人乗り、携帯電話、並列走行、車道逆走
- 交差点では安全確認! 信号無視、一時停止無視は重大事故に直結
- 夜間無灯火は絶対やめよう! 夕暮れときは早めに点灯
- 飲酒運転はダメ! 自転車でも犯罪行為
- いけません路上放置! 駐輪場に入れ、鍵かけて
- 自転車ライダーの責任! 賠償責任保険加入と年1回の点検整備

2

交通安全教育の意義と指導の基本的な考え方

目立つ中学生・高校生のルール違反と良くないマナー

自転車は、生徒にとって、日常生活における重要な交通手段となっています。

しかし、自転車運転中の死傷事故(被害・加害)が多く発生しており、特に、中学生・高校生においては、ルール違反と良くないマナーに起因した事故が多発しています。【第2章2⇒p.08参照】

交通安全教育の意義

生徒に対する自転車の安全指導は、心身の発達や個人の特性



に即した指導が大切になってきます。また、この安全指導は、将来の二輪車や四輪車運転にかかわる基礎的指導として、重要な意義を持つものです。

自転車に関する安全指導の内容

中学生・高校生における自転車に関する安全指導の内容は、安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省）の交通安全指導の区分「自転車の安全な利用と点検・整備」に示され、下表のように、目標と7つの項目及び内容例が掲げられています。

○学級活動における安全指導の目標・内容例（安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省）より）

[自転車の安全な利用と点検・整備]

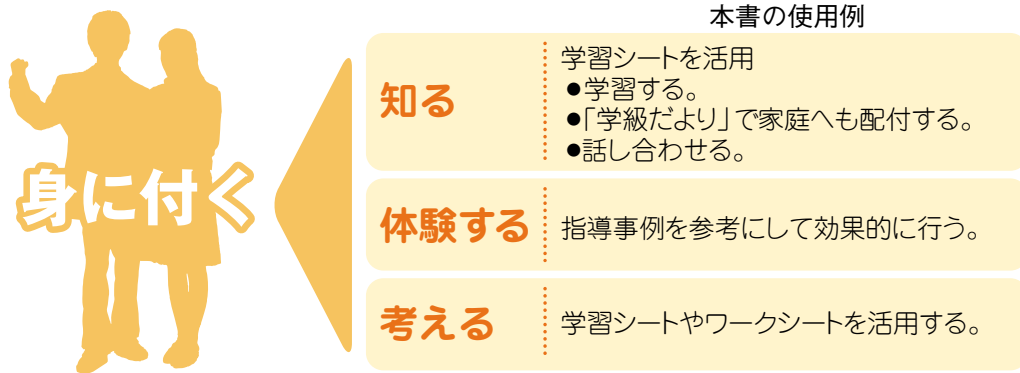
目標	項目	内容	
		中学校	高等学校
自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通のきまり・約束等を守って安全な乗車ができるようにする	自転車の安全な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生に多い自転車事故の特徴 ・自転車の安全な利用の仕方(選び方等基本的な事項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車事故の現状とその原因の理解と安全な行動 ・自転車の安全な利用の仕方(乗ってはならない場合等)
	自転車の安全な走行	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車専用道路、車道、歩道通行可等の通行区分 ・道路条件や交通環境に応じた安全な走行の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者保護の立場に立った安全な走行の仕方 ・自転車通行区分や合図の仕方 ・雨天などの気象の変化や夜間などの危険と安全な走行
	自転車による交通事故(自損事故・加害事故)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車事故の状況・原因と事故防止(反射材の効果等) ・事故の発生とその対応 ・加害事故の責任と補償制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者としての義務と責任の理解と安全な走行 ・事故の責任と補償制度
	自転車の集団走行時の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い ・集団の編成の仕方とリーダー・班員の心得等安全な集団走行の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い ・適切な車間距離の取り方 ・集団の編成の仕方とリーダー・班員の心得等安全な集団走行の仕方
	自転車の点検・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の各部の名称と働き及び選び方 ・乗車前の点検箇所と点検の仕方 ・定期的点検箇所と点検内容及び点検の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の用途に合った選び方 ・自転車の性能の理解と各部の名称及び点検・整備の仕方
	自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に関する基本的な交通法規の理解 ・自転車に関係する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の関係法規の理解 ・歩行者の保護と正しいマナーの理解
	正しい駐車の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車のマナーの現状と問題点 ・秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性和放置、盗難等の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車のマナーの現状と問題点 ・秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性和放置、盗難の防止

3

生徒の身に付く安全指導

本書の役割

本書は、「体験して身に付け、繰り返し指導する指導事例」を紹介しています。主に50分単位の展開となっていますが、それぞれの指導項目は、短時間で活用することにも配慮しています。朝の会や帰りの会、昼食時などで繰り返し指導することにより身に付けさせたり、「学級だより」を利用し、家庭の中で話し合ってもらおうなど、有効に活用してください。



地域の関係機関・団体や地域社会との連携

学校においては、日ごろから自治体、警察署、消防署など関係機関との連携を深めておき、交通安全指導の際に協力を求めて実施すると大変効果的です。

また、PTA・地元自治会等の協力を得ることは、学校の公共性が活かされるほか、生徒の家庭・地域におけるコミュニケーション能力の向上に大変有効です。